

京都市告示第479号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「すぎくゆめ広場内店舗」の供用時間及び供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成28年12月22日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間		供用しない日	
すぎくゆめ広場内店舗	平成28年12月28日(水)から同月31日(土)まで及び	変更後	①平成29年1月1日(日): 午前11時30分から午後5時まで ②平成29年1月2日(月)から同月3日(火)まで:午前11時から午後5時まで	変更後	なし
	平成29年1月1日(日)から同月4日(水)まで	現行	午前9時から午後6時まで	現行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)